

第23回障害者支援センター運営委員会 議事録

■開催日：平成22年6月10日（木）14時00分～16時00分

■場所：横浜健康福祉総合センター 小会議室 903

■出席者：委員13名

谷口委員・茨木委員・石井委員・渋谷委員・内田委員・永田委員・八島委員
菊地委員・下山委員・佐藤委員・三橋委員・室津委員・長谷山委員
(総数12名)

オブザーバー4名

横浜障害児を守る連絡協議会副会長 小長谷氏 横浜市3名

■次第

(武井課長)

平成22年度第1回障害者支援センター運営委員会は、設置要綱第7条に定める定足数10名に達しているため、有効に成立している。

(沼尾センター長)

あゆみ荘の指定管理を受託すべく努力してきたが、5月23日にプレゼンテーションを行った。来週にはその結果がわかると思う。また、本年度から後見的支援制度が始まり、支援センターは推進法人としてあんしんマネジャー4人の採用という段取りに入った。

○ 報告事項

(1) 人事異動について

(武井課長)

資料1に基づき説明。

(2) 平成21年度横浜市社協障害者支援センター事業報告について

(武井課長)

資料2に基づき説明

(谷口議長)

事業は多岐にわたるが重点事業は何か。

(武井課長)

各種コミュニケーションボードを作成し、また、避難場所で地域の方々に配慮頂きたい事を紙芝居にして出前型講座を実施しているセイフティーネットプロジェクトや、消防設備の整備事業、人材確保の取り組みとして行った就職フェアがあげられる。

(谷口議長)

グループホームも増加している。入所施設の経費と比較した費用対効果も検討し、その展望を描いて頂きたい。

○協議事項

(1) 障害者支援センター運営委員の補充について

(小嶋次長)

運営委員に欠員が生じ、新たな委員として高次脳機能障害の団体からご推薦願いたく、提案をいたしたい。

(一同)

了承。

(谷口議長)

議題に入る前に、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の副会長をされている茨木委員に障害者自立支援法等の動向についてお話し頂きたい。

(茨木委員)

昨年12月、内閣府に、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備や障害者制度の集中的な改革を行うために、障がい者制度改革推進本部が設置され、施策の推進に関する意見を求めるため障がい者制度改革推進会議が発足した。推進会議では、障害者基本法の改正、障害者差別禁止法の立案、教育、医療、交通アクセス権等の整備について議論している。20人強の委員の半数以上は障害者である。さらに、推進会議の部会として総合福祉部会が5月に設置された。私はそのメンバーの一人で、55名の委員からなっている。障害者や家族の団体、関係団体で構成されている。新政権は、自立支援法は廃案にし、新法を平成25年4月に施行する予定なので、この部会では新法に向けての論点整理を行っている。

そのような中、障害者自立支援法の一部を改正する法律案が衆議院、そして参議院に提出された。この改正案は、発達障害者を法の対象とし、応益から応能負担を原則とする等、我々が考えている方向性と同じ部分もあるが、参議院を通れば、平成24年4月にスタートする可能性がでてくる。そうすると、平成25年4月施行を予定している新法との整合がつくのか、非常に心配している。

(沼尾センター長)

アメリカに、国家環境政策法 (NEPA: National Environmental Policy Act) という法律がある。NEPAがアメリカの環境政策に与えた影響は大きく、各事案を検討する場合、法の目的、理念にさかのぼって、議論している。論点を抽出し、それをパッケージングしていくやり方ももちろんあるだろうが、大きな視点から考えていく作業を同時にやるべきであると考えている。

(谷口議長)

教育分野の議論はどうなっているのか。

(茨木委員)

特別支援教育を中心に考えるのか、一般学校で考えるのか、文科省の考え方と委員会の考え方にずれがある。夏頃に障害者差別禁止法の部会が設置される予定だが、そこで議論されていくであろう。

(石井委員)

差別禁止法の動向がポイントであろう。

(室津委員)

今まで政策をつくる側ではない人たちが急に政策をつくる側になり、実現できない部分も出てきた場合、障害者が障害者に説得する立場に置かれてしまう心配もある。

(茨木委員)

その点は難しい問題である。しかし、障害者や関係者が政策をつくる力量を高めていく事が必要になるであろうし、理解し合う事が大事であると思う。

(2) 後見的支援事業の推進について

(高木係長)

後見的支援制度の概要について資料4、資料5に基づき説明。

横浜市は、障害者の日常生活の見守りや将来への不安等に対応できるようプロジェクトを編成し、そこでの議論を踏まえ、後見的支援制度を施策化した。4月1日、障害者支援センターに推進法人としての業務を委託したが、今後、市域全体での制度の推進やあんしんマネジャーの雇用等に取り組んで頂く。10月には4区で運営法人を決め開始をしたい。ちなみにこの4区は、市内を4ブロックに分け、運営法人を希望する法人にブロック内の1区を選択して頂く。法人の選定はプロポーザル方式をとりたい。

(武井課長)

あんしんマネジャーの雇用について資料4に基づき説明

あんしんマネジャーの職務内容は、障害者の生活状況等の確認、見守り体制づくり、定期訪問、将来の生活等に関するプランづくりの支援、関係機関との連絡調整等である。採用人数は4人を予定。受験資格は、昭和25年4月2日以降に出生した方で障害者の相談または支援業務に5年以上従事した方である。勤務形態は事業場外労働のみなし労働時間制を適用する。

(谷口議長)

折り目、節目を定めた訪問体制を是非、整備して頂きたい。また、障害者支援センターのシンポジウムで、自分の嗜好やライフスタイル、生育歴等を記載して、親御さんが亡くなっても本人の暮らしがわかるようにしておくデータが必要ではないかという議論があった。それもあわせて行って頂きたい。

(高木係長)

定期的な訪問は後見的支援制度の中で行う。また、それまでの生活状況や将来の希望や目標がわかる記録であるが、フォームは、既に親の会等で作成したのもも幾つかある。大切な事は記録する作業への支援であり、一緒にその作業を行うワークショップ等を開催したい。

(八島委員)

我が子が知的障害者の場合は親が書かざるを得ない事も多い。しかし、それは本人の意向なのかと言われると、自信があるような、ないようなところである。やはり、それはあくまでも親の意向書である事を前提にしておく必要があるだろう。勉強会に谷口委員長をお招きした時、「1年たてば変わってくる事もあるので鉛筆書きが良いのでは」とおっしゃっていた。今まで私も2回ほど書いたが、書くのも大変である。しかし書いておかないとだんだん忘れてしまう事も多い。

(長谷山委員)

若いうちから書く癖をつけないと、いきなりではとても大変だろう。記録があるから覚えているが、それがないと忘れる事も多い。パワーのあるお母さんばかりではないので、親だけで書く作業はとても難しいと思う。一緒に作るという作業が大切だと思う。

(谷口議長)

あんしんマネジャーのスタイルだが、バンクーパーのスタイルは全面型マネジャーと言える。親や本人はもちろん、多くの関係者にもインタビューして、本人の事を把握する。バンクーパーのマネジャーは緊急カードを持ち、緊急時に対応する。横浜のあんしんマネジャーはバンクーパーのような全面型でいくのか、機能分担型でいくのか。その構造を考えておく必要がある。

(佐藤委員)

この制度は全体的にイメージがわきにくい。例えばあんしんキーパーだが、近隣の結びつきが非常に薄い事が社会問題となっている中で、近隣の方もキーパーとして想定されている。近隣の方であれば「ちょっと関心を持ってきている」事でいいのかなとも思う。また、この制度は、親御さんがいてもいなくても対応するのか。

(高木係長)

親御さんがいてもいなくても対応する。この制度は親亡き後という事でそもそも出発したが、ご本人の事をよくわかっている親御さんがいる間にいろんな事を聞いて把握をして、ご本人を見守る体制をつくる事が大事であるという議論に発展した。

あんしんキーパーだが、近隣の方や日中活動先やグループホームの職員、親の会同士、精神障害の方はピア同士等を考えている。キーパーは本人がどのような方を望んでいるかで異なってくると思う。また、あんしんキーパーがいらっしゃれば、サポーターはいなくても良いかもしれない。地域や日中活動

先とかかわりが薄い人や、作業所と家の往復で、その他の社会的な係わりがあまりない方がやはりいらっしやる。そのような場合、サポーターが定期的に訪問したほうが良い場合もあると思う。あんしんサポーターは障害者とあんしんキーパーとの係わりや本人の状態によっても、つく方とつかない方がいらっしやるかと思う。今後、実施しながら検討していきたい。

(内田委員)

このような仕組みも必要であると思うが、あまり「安心、安心」とやっていくと、若い障害者が育ってくれるのか心配になる。

(渋谷委員)

日本の経済状況は厳しく、福祉にそれほどお金をかけられない。そうなればなるほど、自分の意見を自分でつくって生きていかなければならない。後見的支援制度のような支援のあり方で厳しい時代を生き延びていける障害者が育っていくとは思にくい。

(茨木委員)

制度の対象者はどのような方で、制度を利用するにはどのようにしたらよいのか。

(高木係長)

対象者は後見的支援を要する方で、手帳の有無や障害の種別は問うていない。個人情報関係で、ご本人の同意は必要で、登録制を考えている。

(茨木委員)

このような制度があるから地域で暮らし続ける事ができる人もいるだろう。しかし、自分で失敗しながらいろいろ身につけて生きていく人もいて、周りの人がよかれと思う事が、逆にご本人の力を弱めてしまう事がないようにするにはどうすれば良いのか。渋谷さんの発言は重く受けとめる必要があろう。

(渋谷委員)

人の暮らしは、最初から安全、安心というわけにもいかず、障害者だけが安全、安全で良いのかな・・・と、最近、特に考えてしまう。

(長谷山委員)

本人がどうしたいかを伝える事ができない場合もある。その場合、あんしんマネジャーはほんとうに本人の意向を察してくれる人でなければ困るし、そうでなければ本当のあんしんマネジャーとは言えないと思う。本人の意向を察する事ができるようになるには、時間がかかると思う。

(下山委員)

重心の方は、本人から意思や意向を発する事が難しいので、どういう時にその人がいい表情を見せたか、何を望んでいるか、本当に丁寧な関わりの中で、それこそ察していくしかない。察するしかない人たちも、本当にたくさんいるので、そこをどこまで対応できるかが、大事なポイントになると思う。

(八島委員)

この制度は障害団体と支援センターが行った入所施設待機者調査が出発点になっている。親は何が不安かという、本人の事を自分（親）のように理解して接してくれる人がいないのではないかという事にある。あんしんマネジャーの本質は、本人の立場にたつという事に尽きると思う。そこを支援センターに担ってもらいたい。そこが、一番大事なところで、そこが機能して欲しい。今言った親の不安が解消できる抜本的な手法があるのであれば、その方法でも良いと思う。しかし、とにかくこの小さくあけた風穴を広げていく事を今は進めるべきであると思う。

(長谷山委員)

そういった意味で支援センターに受けてもらう事の意義は大きい。今、とても心配しているのは、支援センターの職員が異動してしまう事である。それがとても心配である。これからも本人の立場に立てる方を育てていく意味も込めて、支援センターには頑張ってもらいたい。

(谷口議長)

イギリスではここでいうあんしんキーパーには一般の市民になる。必ず1対1の関係で、言語的コミュニケーションがなくても、何が言いたいのか、どうしたいのかという事がわかる関係で、長く深い友人関係を持つ。そして指図はしてはいけない。そういう原則を立てて、ずっとスタッフをトレーニングしている。ワンペアレントになった時に必ずそういう市民をつける。その上にマネジャーがいて生活設計プランナーのような事を行う。その間に、専任担当者というソーシャルワーカーのような人もいて、3段階の構造をもっている。こういったスタッフを育てるトレーニングセンターのような役割を支援センターが果たさなくてはならないのではないか。

(下山委員)

障害者支援センターが社会福祉協議会の組織になって、5年を過ぎたら職員の方が異動し始めている。今までずっと長い関係で、信頼関係がある。しかし、異動が始まっている事がとても心配である。あんしんマネジャーは、職務を全うするには長いかわりが必要だが、何年かすると、異動していく可能性があるのか。

(武井課長)

あんしんマネジャーは常勤専門職で、原則として異動対象外である。

(谷口議長)

下山委員はあんしんマネジャーだけではなく、支援センター本体に職員がずっといて、そういう人がマネジャーなどを育ててくれないと困るという事かと思う。

(高木係長)

横浜市が、支援センターに推進法人を委託した理由は、長谷山委員、下山委員がおっしゃったとおりである。支援センターは在援協の時代からご本人の立場に立って支援をし、コーディネーターもおり、蓄積してきたものがある。その延長線上にこの制度がある。

また、あんしんマネジャーの業務は重く、異なる運営法人の中で、そこの職員と一緒に仕事をしていくので、そこを支えるあんしん統括マネジャーの存在も考えている。

さらに、この制度は、障害者プラン第2期が終わる26年度までに18区で展開していきたいが、この仕組みがきちんと動いているのかを第三者の立場で見て頂く委員会を今後立ち上げていきたいと考えている。

(室津委員)

市民としての立場と、作業所やグループホームで業務として見守る立場と性格が違う人をあんしんキーパーとして一つにくくるのは無理があるのではないか。

また、親と本人の意向が異なる場合はどうするのかなど、同意については、整理しておく必要がある。やはり、本人が決められるようにするには、本人の力をつけていく事を同時に進めなければ、だれの安心かという周囲の人の安心という事になりかねないと思う。さらに、相談機関のケアマネジメントとの役割分担も定かではなく、この事の整理も必要である。

(三橋委員)

本人に通所先がある場合、当然そこが様々な事を把握していなければならず、それをあんしんキーパーと位置づける事には私も疑問がある。また、「あの人がキーパーだから」と相互に思い始めたら質が落ちる危険もあると思う。

昔、知的障害の方を置いて亡くなったお母さんがいた。そのお母さんはとても寡黙な方だったが、「私は何があってもあそこだけには子供を入れたくない」と言っていた所に、お子さんは入所した。そこは鍵がかかる病院で、どこも受け手がなく、そこへ行かざるを得なかったのだと思う。親の思いどおりにはいかない事もあるが、親の気持ちは書き残しておかなければと思う。関係者から聞き取る事もでき、家族も負担なく書けるものが必要である。

(谷口委員)

後見的支援制度のあんしんキーパー、サポーター、マネジャーの位置や役割、もう少し言えば、福祉事務所のソーシャルワーカーとの関係はどうなるのかなど、今後も議論して行く必要がある。